

社会主義憲法（体制）と社会的所有

浅井幸男

I はじめに——現存社会主義の問題点——

社会主義的変革のモメントとして、所有の形態の変更をあげることができる。しかしそれが変革の「すべてである」との考え方に対して、今日多くの論者によって疑問がなげかけられている。⁽¹⁾それはソ連型社会主義における所有とその組織構造において、その所有の真の「主人公」は誰であり、その管理はどのような原則のもとで、どのような論理と方法で展開されているかが問われていることと関連している。すなわち、「私的所有を国家の手に移せば、国家は全社会を代表するから、それは『全人民のもの』となり、『社会化』は完了する、という……ひどく狭い貧しい」考え方、マルクスはそれを「形而上学的ないし法的幻想」と呼んだが、所有の法律的概念が、その経済的内容に即していない——逆に所有の経済的内容が、その法律的概念に即していない——ことの理由がどこにあるかが問われているのである。⁽²⁾

このことは、所有、とくに国家的所有では、その全生産手段を国家が掌握するから、当然に「国家のあり方の問題と密接に関連」⁽³⁾してくる。それは社会主義体制下での生産諸関係—所有諸関係のカテゴリーは、「権力が行使される方法と不可分に結びついており、生産力と生産諸関係の矛盾は、何よりも生産力と政治的システムの矛盾としてあらわれる」⁽⁴⁾からでもある。したがってそれは究極的には、民主主義の問題ともかかわってくるのである。

スターリンの死後、現存の社会主義体制のあり方に対する疑問がなげかけられて久しいが、その勢はますます激しく、また多種多様化している。しかしそれへの正解はいまだに出ていない。むしろそれは出ないだろう。出ないことが「社会主義」の活性化に役立つこそすれ、決してマイナスにはならないであろう。それでは、なぜこれほど長く深く現存社会主義が問われているのだろうか。その理由は色々考えられるが、つぎのように整理することができる。すなわち、社会主義の理念は、「平等と正義」の通用する社会を作ることである。それを今日的用語でいえば、「人間的な」、「人間主義的な」、「人間の顔をした」社会主義の実現ということである。資本主義体制に生きる勤労大衆は、そのような内容をもった社会主義の確立ならびに拡大への願望（資本主義に対する社会主義の優位）を棄てきっていない。それ故に現存する資本主義体制の強さと同時に、その体制の不安定性に対する危惧、それに対して現存する社会主義体制の未成熟による矛盾の露呈に対する歯痒さと、その再構築の必要性をこの外願うのである。今日問われているのは、真の社会主義実現のための運動と、その結果成立する体制そのものの見直しである。従来から認識されている単一、一律の階級闘争と革命の運動論でいいかどうか。それには各国の歴史的、民族的、文化的、社会的伝統を十分に認識した多様性をもった民主的な運動論があって当然ではないか。また、社会主義の統治体制は、いかなる条件の下でも、必然性をもつかの如く、実質的に支配党の独裁を意味するプロレタリア独裁であり、その組織と活動の原則は民主主義的中央集権制であるが、それでいいかどうか。これも多元性をもった民主主義の深化・実質化が必要なのではないのか、ということである。

1956年2月のソ連共産党第20回大会でのスターリン批判（スターリンの理論と政策の批判）を契機とする社会主義の再検討をめぐる論争は、具体的にはつぎのように広範囲にわたって行われ、現在も進められている。まずスターリンの死（1953年）の直後から1956年には、「社会主義的変革の過程における政治形態論」（独裁と民主主義、社会主義的民主主義と社会主義的合法性、官僚制等

の問題）をめぐる論争が展開された。1956年以降、とくに1960年代に入ると論争は益々深化し、「社会構成体の移行をめぐる問題」（過渡期論争、移行プロセスの多様性の認識をめぐる論争——社会主義への道の多様性および社会主義の様々なタイプ——、政治的支配の階級の本質の認識をめぐる論争——プロレタリア独裁論——）や社会主義社会の経済的基礎の理論をめぐる論争（所有を中心とした論争、すなわち所有諸関係の社会化の形態と内容およびその実現形態、社会化された生産諸手段の管理のあり方——集権的管理か自主管理か——、モデル論——集権モデルか分権モデルか——、さらに所有関係と政治システム——民主主義——の問題）に発展していった。⁽⁵⁾しかしこれらの論点は決して新しいものではない。すでに1917年のロシア革命後1920年代までに議論されていた問題である。ところが1930年代以降に入って、これらの問題を提起すること自体が修正主義者とか教条主義者として非難され、時には抹殺さえ受けたのである。今日これらの論点が再び取り上げられたのは、先に述べたように、真の社会主義に対する我々の願望のあらわれであるとともに、内容的には真の社会主義の建設には、これらの論点の解決なしには決して確立しえないことを意味しているのである。

筆者は、1962年に「チェコスロヴァキア社会主義共和国1960年憲法の所有に関する規定について」⁽⁶⁾、1969年には、「社会主義憲法における『所有』——ユーゴスラビア憲法を中心に——」⁽⁷⁾の論稿を発表した。

前者は、スターリン批判後の東欧における最初の「社会主義」憲法であるチェコスロバキア憲法が、内容において若干の新しい理念と原則を掲げはしたが、「所有」に関する規定については、基本的にはスターリン憲法の域を出ず、したがって、「実践」的には、「ふるい行政的、官僚的方法が維持され」⁽⁸⁾ていたことを憲法の規定に沿って忠実に紹介したものである。筆者はこの論稿の結語で、「本稿において、チェコスロバキアにおける所有形態の社会主義的性格」の考察を「あくまで『法』の面よりしたものにすぎない」のであって、「それが⁽⁹⁾実際の生産関係の上で、どのように現われているかを検討すべきである……」

と記した。ところが実際には、自国の経済の目標とその活動原則を、「勤労人民の国家管理および国民経済の経営への広範な参加を保障し、勤労人民の創造性と人民の手を通じて人民の手」⁽¹⁰⁾で行われなかったことは、1968年4月5日のチェコスロバキア共産党行動綱領が示したとおりである。

後者の論稿は、チェコスロバキアについて社会主義憲法を制定したユーゴスラビア（以下「ユーゴ」と略記する）の憲法上の「所有」に関する規定の特徴を論じたものである。ユーゴは1948年のコミンフォルム追放以来、独自の社会主義の道＝自主管理社会主義の道を歩んでいた。しかし、それは1950年代まで未だ理念の域を出なかった。60年代に入って、ようやくユーゴ社会の中で具体化していった。1963年新憲法は、それを憲法上確認したものである。ユーゴの「社会的所有 (Social Ownership)」は、ユーゴの社会制度の中心原理である自治の出発点である。「生産手段の社会的所有とは、一般的には、『すべての生産手段が、労働の搾取を排除するような方法で管理されるべきことをいう。』したがって、その所有形態は、国家的（全人民的）所有でも、協同組合的所有でもなく、『社会的』所有という新しい、より高度の社会主義的所有の形態を意味している。」⁽¹¹⁾ 憲法（1963年）は、「ユーゴスラビアの政治的経済的基礎は、社会的所有の勤労手段を以ってする自由な組合化された勤労および勤労団体と社会的共同団体内における生産と社会的生産の分配と勤労者による自治的管理とである」（第6条）と規定した。本稿は、とくに社会的所有と自主管理は、同じ社会体制の二つの面であることを憲法的観点から論じたものである。

ユーゴのこのような理論上、実践上の展開は、従来からあった「生産手段の国有化＝社会主義化」の神話の崩壊を意味した。なぜならば「国有化」は、社会主義経済の一定の発展段階では決定的モメントではあるが、その所有関係の社会化の法的表現形態と現実的内容（所有の経済的内容と所有の展開をめぐる経済管理の制度的形態）との間の矛盾の解決にはならなかったことである。それは社会主義国における所有の理論が、多分に静態的（法制度的、理念的）に把握され、その理念または法制度をいまだ現実的内容によって満されていない

こと、社会主義的所有の主体たる直接生産者が、共同化された生産手段に、それを「自己のものとして」かかわる、そのかかわり方の問題が、実質的には等閑視され、形骸化・形式化され、さらに所有に直接にかかわっていたのは、党や国家の官僚組織の頂点に立つ一握の勢力であったことを当然として認めていたのである。W. プルスが社会的所有の指標として、第1に、生産手段の利用が常に社会的利益の方向で集約されていること。第2に、生産手段の所有者に、生産手段の「実効的処分権」が完全に保障されていること、が必要であり、とくに第2は、広い意味での経済管理における民主主義の問題でもあり、それ故にそれは同時に政治的民主主義と結びつき、「生産手段の社会化の主要な指標は、……民主主義という指標である」と述べている（〔B〕, cf., p.30⁽¹²⁾）。現存社会主義国の「生産手段の国有化＝社会主義化」の理論と実践は、ランゲのいう真の社会主義が求めている生産力の発展と政治システムの民主化との結びつきの「必然性」の要請に答えていないともいえる（〔B〕, cf., p.197）。

本ノートは、現存社会主義国のうち、このような真の社会主義のあるべき姿の要請に答える体制の可能性をもった国をユーゴと仮定して、この国の所有と憲法（とくに憲法体制）との関係の究明を通して、いくつかの問題点を抽出してみることにある。

〔注〕

- (1) この疑問は、岡、平田、藤田の各氏の指摘するとおり、決して「新奇なものではなく」、すでに1920年前後のソ連の社会主義建設における諸論争に、戦後には、ソ連とユーゴスラビアとの論争、1956年以降の東欧に起った諸事件や運動の中に登場した論議である（岡稔『社会主義経済論の新展開』〔新評論、1975〕、平田清明『市民社会と社会主義』〔岩波書店、1969〕、藤田勇『法と経済の一般理論』〔日本評論社、1974〕、同『社会主義における国家と民主主義』〔大月書店、1975〕、同『社会主義社会論』UP選書〔東京大学出版会、1980〕、佐藤経明『現代の社会主義経済』岩波新書〔岩波書店、1975〕参照）。
- (2) 岡、前掲書、156頁参照。なお、岡氏は同じ個所で、所有論が「法的形態と経済的内容の区別と無関係に論じられている」といい、藤田教授は、「問題は社会主義のもとでの所有諸関係について法的形態と経済的内容とをいかに区別し、いかにそ

これらの相互関係を分析するか」にあるという（藤田，前掲大月書店版，189—190頁）。

- (3) 藤田，前掲大月書店版，190頁。
- (4) W. Brus, *Socialist Ownership and Political Systems*, Translated by R. A. Clarke, London and Boston: Routledge & Kegan Paul, 1975, p. 209. ブルスのこの著は，所有と権力行使の構造の関係をとくに扱ったものである。なお，本ノートでは，この著からの引用または参照が多いので，以下本文中において引用，参照箇所をつぎのように表記する。→〔B〕，p. 〇〇）または（〔B〕，cf.，p. 〇〇）
- (5) 以上の論争の整理は藤田教授の前掲東京大学出版会版，30—39頁による。
- (6) 『立命館法学』第42号（1962）。
- (7) 『立命館法学』第83号（1969）。
- (8) 早川他著『外国法の常識（第2版）』（日本評論社，1975），390頁。
- (9) 拙稿，前掲『立命館法学』第42号，114—115頁参照。
- (10) 拙稿，同上論文，110頁。
- (11) 拙稿，前掲『立命館法学』第83号，27頁。
- (12) オスカー・ランゲも，これと同じ見解である（オスカー・ランゲ，都留重人他訳『経済発展と社会の進歩』（岩波書店，1970），18—19頁参照）。

Ⅱ 社会主義国の所有（形態）

——所有カテゴリーの位置づけ——

所有とは何かを明らかにするには，まず所有カテゴリーの位置づけが正しくなければならない。なぜならば，今日の「所有」をめぐる論争の根源は，結局は所有カテゴリーの位置づけをめぐる論争であるともいえるからである。例えば，「生産関係の『基礎』は，生産手段の所有である」（スターリン）という見解は，生産関係＝所有関係と理解して，生産関係を所有関係に矮小化する考えで，今日ではソ連の学者によってさえ否認されている。さらに所有を，生産手段が「だれに属するか」，それは法の規定にしたがって「国家の手にある」という如く，所有概念の法的＝制度的側面を過大評価する見解もある。これはマルクスが正当にも「形而上学的ないし法学的幻想⁽¹⁾」だと厳しく批判したよう

に、所有の憲法上、法上の規定をそのまま信ずることも正しくない。

したがって、「所有」概念の把握は、「生産関係の動きのダイナミックスのなかでとらえなければならない⁽²⁾」その法律的、形式的な理解ではなく、実際の経済的内容に即して理解しなければならない。すなわち、「生産関係の総体の中で、所有がどのように機能しているのか、それにどのような内容が与えられているのか⁽³⁾」である。所有とは、「生産関係の全体の構造のなかで」〈誰が〉〈どのように〉〈もの（なにか）〉を「占有・利用・処分」する権利をもつかということである⁽⁴⁾。この〈誰が〉と〈もの（なにか）〉が具体的・特殊的に規定されることによって所有の様々なタイプと性格が決まるのである。

ユーゴの理論家 E. カルデリは、ユーゴの「社会的所有」概念を批判する見解を反批判しながら、「社会的所有を物にたいする人の静的関係として解釈し、人と人との関係、すなわち生産関係および社会経済関係、さらには社会的歴史的過程として解釈しないとらえ方⁽⁵⁾」は間違いであると指摘している。

我々が「所有」をこのように解釈するのは、そのことによって、第1に、社会における生産手段がどのように分配されているか、第2に、その所有の主体は誰であるか、第3に、生産手段と直接生産者とがどのように結合されているか、最後に、したがってまた、社会の社会的（階級的）構成がどうなっているか、が明らかになるからである。それは同時に、所与の社会の「民主主義の度合」をはかるバロメーターにもつながるからである。

ところで現存社会主義諸国の社会主義的所有に関する憲法上の規定を一瞥すると、ソ連型とユーゴ型の二つまたはソ連、東ドイツおよびユーゴの三つのグループになる。

ソ連の77年憲法は、「所有」に関してつぎのように規定している。

「ソ連邦の経済制度の基礎をなすのは、国家的（全人民的）所有およびコルホーズ的＝協同組合的所有の形態をとる、生産手段の社会主義的所有である」（第10条）。「国家的所有は、ソビエト人民全体の共同財産（общее достояние）であり、社会主義的所有の基本的形態である。土地、地下資源、水および森

林は国家の排他的所有に属する。国家は、(その他の) 基本的生産手段、運輸と通信の手段、(主要企業の) 財産ならびに国家の任務の実現に必要な……財産を持つ」(第11条)。

この規定の特徴は、ソ連国家が、党綱領の「プロレタリア独裁の国家として発足した(ソ連) 国家は、新しい現段階においては全人民国家に成長した……」との規定をうけて、77年憲法が、「ソ連邦は、……社会主義的全人民国家である」(第1条)と規定したにもかかわらず所有に関する規定ではスターリン憲法(第4条—第6条)とは何んら変わっていない点である。

東ドイツの68年憲法は、つぎのように規定している。

「ドイツ民主共和国の国民経済は、生産手段の社会主義的所有に基礎をおく」(第9条)。「社会主義的所有は、つぎの形式において存在する。人民的所有 労働集団の協同組合的所有ならびに市民の社会的諸組織の所有」(第10条第1項)。

この規定の特徴は、国家的所有という規定はなく、「人民的所有 (Volkseigentum)」と規定されていることである。この背景について西村氏は、「恐らく、東独における所有論の論調の若干の独自性が反映されているのではないかと推測される⁽⁷⁾」と述べている。

ユーゴ憲法には、すでに1950年以降、「国家的所有」という概念はなく、現行1974年憲法でも「社会的所有の生産手段」(第10条)と規定している。この所有形態は「労働者の自主管理」(第10条)制度と堅く結びつき、一般に「自主管理タイプの社会的所有」と表現されている。

〔注〕

- (1) マルクス『哲学の貧困』(『マルクス・エンゲルス全集』第4巻、大月書店版、172頁)。
- (2) 佐藤経明『現代の社会主義経済』岩波新書(岩波書店、1975)、186頁。
- (3) 佐藤、同上書、186頁。
- (4) 佐藤、同上書、188頁。
- (5) E. カルデリ、山崎洋・山崎那美子訳『自主管理社会主義と非同盟——ユーゴスラ

ヴィアの挑戦——』（大月書店、1978）、21—22頁。なお、本ノートでは、この著からの引用または参照が多いので、以下本文中において引用、参照箇所をつぎのように表記する。→（〔K〕、〇〇頁）または（〔K〕、〇〇頁参照）

- (6) 拙稿「社会主義憲法における『所有』——ユーゴスラビア憲法を中心に——」（『立命館法学』第83号〔1969〕、20頁）。
- (7) 西村可明「〔調査〕社会的所有と国家的所有」（『経済研究』第30巻第3号、1979）、267頁参照。

Ⅲ ソ連の「国家的所有」論とその批判

ソ連の「所有論」は、一言でいえば「国家（公）的⁽¹⁾所有は、ソビエト全人民の共同の財産であり、社会主義的⁽²⁾所有の基本的形態である。」またこの「公的⁽³⁾所有の主体は国家」である。したがってこの所有は、「もっとも高度に社会化されている」（傍点—引用者）⁽⁴⁾といえることができる。これは社会的⁽⁵⁾所有と国家的⁽⁶⁾所有とを同一視する見解であり、ソ連と東欧において支配的である。その論拠とするところは、第1に、社会主義のもとでは、社会的⁽⁷⁾所有は必然的に国家的⁽⁸⁾所有の形態をとること、第2に、その国家的⁽⁹⁾所有の内容は実質的に社会的⁽⁹⁾所有であることの二つに要約できる。すなわち、社会主義国家は「国の全住民を包括する唯一の組織」であり、「全人民の利益と意思を表現する機関」である以上、国家的⁽⁹⁾所有は全人民的ないし社会的⁽⁹⁾所有であるといえるのである。この場合、国家的⁽⁹⁾所有に対する国家の機能はB. H. トポルニンによると、「社会主義⁽⁹⁾所有は、経済にたいする国家指導の可能性も、また必然性をも作りだす。このため、ソビエト国家は、政治権力を実現するだけでなく、経営をもおこなう。社会主義のもとでの『経営』という概念は、直接に経済活動をおこなうという意味とこの活動を指導するという意味をもっている。経済的組織活動は、国家のもっとも重要な機能である」ということである。しかし、すべての国家機関の組織および活動の共通の原則は、いわゆる「民主主義的中央集権制」であり、これは「経営の分野においてもきわめて重要な役割を果している。」

この国家による民主主義的中央集権制にもとづく経営は、実質的には「中央集権」にアクセントがかかり、(1) 経済的意思決定権の国家機関による独占と、(2) 国家計画の指令的性格をもたらした。このような社会主義を^{エゴテイスト}国権主義モデル⁽¹⁰⁾と呼んでいる。

ブルスはこの国権主義モデルのソ連的特徴をつぎのように述べている。

「国権主義モデルにおける社会化は、生産手段の社会主義国家の所有への移転」(〔B〕, p. 33) になり、国権主義モデルの本質的要素は、第1に、生産手段の急速で広範な国有化、第2に、国家経済の機能システム(計画化と管理)の過度の集中化、そして第3に、非国家的共同形態であるはずの協同組合の国家化である(〔B〕, cf., pp. 35-36)。とくに第2の特徴は、「すべての基本的経済的決定の中央レベルへの集中、計画のヒエラルヒー的構造、そして貨幣の受動的役割である。……計画化と管理の極度の集権化は、……(結局は)直接の経済的民主主義のための基盤を除去してしまうことにならざるをえない」(〔B〕, pp. 35-36)。なぜならば国権主義モデルでは、「経済的機構は、どんな場合でも明白に政治的意義をもつ」からである(〔B〕, p. 44)。さらに加えて重要な点は、政治体制の中での共産党の役割である。ここでは「党の指導的役割」という公式が、実は共産党の「政治的独占 Political Monopoly」を意味する(〔B〕, cf., p. 51)。それは「単一の政党による政治的、組織的、イデオロギー的およびインフォメーションの独占であり、そして党自体が党の内部の実質的民主主義を急速に失い、“ひと握りの職業政治家達”の権力の道具に変質」してしまった(〔B〕, p. 46)。要するに国権主義モデルは、「生産手段の社会化の基準にかなっていない。」それは、「一方では……生産手段は直接に国家の手に集中されていて、国家は経済生活の全領域で独占者あるいは事実上の独占者の地位を占め、そして労働者であり消費者でもある社会の個人的メンバーを冷酷に支配する。他方では、この“国家権力行使のための特殊機関”……は、政治複数主義のほんのわずかの根拠さえも根絶した結果、社会の政治的コントロールの枠外に完全に置かれてしまった」(〔B〕, p. 57)。

オタ・シクは、マルクスのめざした新しい所有構想は、所有の社会化でありそれは資本主義的疎外の克服を強調したものであったはずであったのに、ソ連の「国家的所有」は「社会主義国家における人間疎外」を生みだしていると、つぎのように厳しい批判を加えている。

「公式かつ一般的に流布されている解釈にもかかわらず、科学的分析と認識の下では、ソ連の所有関係が真に社会主義的であるかどうか疑わしい。マルクス主義の新しい社会主義的所有形式の根本基準の一つでも、ソ連社会（「社会主義的」社会をソ連方式で作らあげたすべての国々においても）にみつけることはできない。生産者の生産財、生産過程、生産能率、生産成果からの疎外は克服されない。また労働者は、その共通の生産能力のより効率の高いより人間的な開発に、直接の関心をもってはいない。生産計画と統制は完全に官僚化し、付加価値は国家が所有し、これは生産者に還元されることはなしに資本主義にくらべると想像を絶するように濫費される（すなわち新型の搾取である）。客観的な分析はすべて次のような結論に達する。これは実は社会主義ではなく、むしろ国家資本主義もしくは国家独占主義の社会経済の姿であり、それに国家独占主義的財産が付随したものである。⁽¹¹⁾」

ソ連の国家的所有（論）の問題点は、基本的には、国家的所有の主体たる国家を構成する（国家の主権者たる）「人民」（ソ連憲法第2条第1項）が、生産の場において主人公たるにふさわしい地位にあるのかどうか、換言すれば、「全権力」の所有者たる「人民」が、真に政治の主人公となっているかどうかにある。国家的所有は「社会主義的な社会的所有の初発的な歴史的形態」（L. マクシモビッチ）ではあるが、その「社会性の性格と程度」⁽¹²⁾、それを遂行する経済機構と権力機関の民主主義的性格の問題でもある。今ここで「国家的所有＝社会的所有」という見解を仮に認めるとして、国家的所有下の生産手段が、ランゲやブルスのいう、真に社会の利益のために用いられているかどうか、そしてその社会はその所有するところの生産手段に対する実効的な処分権をもっているかどうかの問題でもある。

この社会的所有と国家的所有を同一視する理論を可能にしている理論的背景は何んであろうか。オタ・シクは、「今日公式には引用されなくなったとはいえ、スターリンの生産手段所有の解釈はなおソ連の国家論者の理論的公式を成している。……これに疑念を抱くものは『修正主義的異端』の広布者となる。」すなわち、ここで問題となるのは、「生産手段のどのような生産、分配、交換が生産力の現発展段階に最も適当であるかを、疑問として研究的に思考するのではない。生産財と消費財の所有の経済内容の分析でもない。社会的所有プロセスのなかでの本質的矛盾の解決方法を、このプロセスそのものを本質的に変化させることにより求めようとするものでもない。内的矛盾と関連した、経済プロセスをその不断の進展のなかに解明するマルクス主義的方式は望まれていない。権力者の利益にとっては『国家資産』の権力順応的、法的固定化がふさわしいものであって、『それ以上の経済的内容は一切いらぬ』ということは、単純に言えば国家が『もつ』ことであり、この『もつ』ことにより他のすべての人間関係が生ずるわけなのである。それゆえに、この『もつ』ことに一指だに触れることは許されぬ⁽¹³⁾」と述べている。またブルスは同様に、ソ連の理論は、ソ連が歴史上社会主義建設の経験なしにはじめたという不利な条件にあったとはいえ、「生産手段の国有化と社会化を厳密に区別」する問題を全く無視したばかりでなく、その他の問題点の所在を不明瞭にし、理論全体が、現状の「弁護論的機能」しか果していないと批判している⁽¹⁴⁾ ((B), cf., p.32)。

〔注〕

- (1) R. Khalifa, *State Property in the USSR*, Moscow, 1980, pp.11-12.
- (2) *Ibid.*, p.31.
- (3) Б. Н. Тополнин, 畑中和夫監訳『ソビエト憲法論』(法律文化社, 1980), 126頁。
- (4) В. Чихиков-Вазе編『ソビエト国家と法』(ナウカ, 1972), 邦訳, 97頁参照。
- (5) 西村可明「〔調査〕社会的所有と国家的所有」(『経済研究』第30巻第3号, 1979), 267頁参照。
- (6) Б. Н. Тополнин, 前掲書, 54頁。
- (7) В. Чихиков-Вазе編, 前掲書, 90頁。

- (8) B. H. トポルニン, 前掲書, 132頁。
- (9) B. H. トポルニン, 同上書, 133頁。
- (10) 岩田昌征教授は「国権主義的社会主義」の理念像を、つぎのように描写している。
「国権主義的社会主義：①——生産手段の国家的所有，②——国营，すなわち国家の選任する企業長をトップとする管理者層による経営管理，③——国家が定めた規準による国家の評価する労働に応じた分配，④——国家的中央集権的計画化メカニズム，⑤——共産党指導部・国家官僚集団。ソ連に典型的に見られる社会主義像である。『国権主義』と呼ぶ所以は，国家の権力・権利・権威を中心に構成されている経済社会であるからであり，『社会主義』と見なす所以は，資本主義経済社会の否定形のあり得る一つの型であり，また奴隸制や封建制への復古でも無いからである」（岩田昌征『労働者自主管理』〔紀伊国屋書店，1974〕，31—32頁）。
- (11) オタ・シク，篠田雄次郎訳『新しい経済社会への提言——もう一つの可能性を求めた第三の道——』（日本経営出版社，1976），182—183頁。
- (12) 長砂実「『自主管理型社会主義的所有』論の諸問題」（『経済論叢』第127巻第1号〔1981〕），34—35頁参照。
- (13) オタ・シク，前掲書，185—186頁。
- (14) 西村氏も，この同一視論をつぎのように批判している。
「両者の同一視論の最大の欠陥は，社会的所有が国家的所有の形態をとらざるを得ないと主張した点にあるのではなく，現実の国家的所有が内実として社会的所有であるということをも，分析抜きに安易に主張し，現状弁護論的イデオロギーに墮した点にあるといえよう」（西村可明，前掲論文，268頁）。

Ⅳ ユーゴスラビアの「自主管理型 社会的所有」論とその問題点

(1) 「国家的所有」から「自主管理型社会的所有」へ

ユーゴの革命権力は第2次大戦後の1945年から1948年にいたる期間，みずから進んでソ連型の経済システム（集権制計画経済システム）をモデルにして，それを自国に導入した。1946年の『ユーゴスラビア連邦人民共和国憲法』⁽¹⁾と『国家計画法』（正式名称は『経済計画と国家計画化機構に関する法律』）は，集権制

計画経済を公式に表明し、組織し、推進した基本的な規定である。しかしユーゴではそれが国権主義的社会主義に突入する以前に、正統な社会主義をめざす方向に転換する機会をもった。それは1948年6月28日のコミンフォルムからのユーゴ共産党の追放であった。追放はユーゴに社会主義の理念をもっとも根本的次元まで掘り下げ再検討する契機となった。党を中心に活発な論議と意見の交換が行われた。その結果、ユーゴと他の社会主義諸国との見解の相違点は、基本的には国家とその機能の死滅の問題を含む過渡期の理解の仕方、すなわち具体的には、移行期における国家の役割、国家の死滅、所有（国家ならびに社会の）、党の役割、そして共産主義の低次の段階としての社会主義の性格に関する諸問題⁽²⁾についてであることを発見した。そして解決策はただ一つ、それは社会主義的民主主義の徹底化、すなわち勤労人民大衆の自治（勤労人民大衆のあらゆる国家機関への接近・参加とあらゆる企業や施設等の直接管理への参加）を完成させることにあるという結論に達したのである。1946年12月23日の『国家経済企業の労働者評議会設立とその活動に関する指令』は、ユーゴにおける社会主義の新しい道を示した最初の公式文書である。1950年6月27日には、『労働者自主管理法』（正式名称は『労働集団による国家経済企業と上級経済連合の管理に関する基本法』）が人民議会で可決された。この法律の制定によって、「労働者自主管理」の理念は定着し、それ以後ユーゴの社会・経済・政治の全生活分野を強力にリードした。チトーはこの法律の採択に当り、その本質をつぎのように指摘している。「……この法律の採択は、生産手段の国有化に関する法律の採択以後に人民議会の行う最も意味ある歴史的行為となろう。生産手段の国家の手中への掌握は、いまだ、労働運動の行動のスローガン『工場を労働者へ』の実現ではない。何故ならば、『工場を労働者へ、土地を農民へ』というスローガンは、何か抽象的なスローガンではなく、深い内容のある意味を持つスローガンであるのだから。そのスローガンは、生産における、また社会的財産と労働者の権利・義務の領域における社会主義的諸関係の綱領全体をそれ自体の中に含んでおり、我々が社会主義を建設しようと本気になって望んでいるのなら

ば、実践において実現し得るし、実現せねばならないのである。」

このように1950年代前半までには、労働者自主管理の理念と基本的制度は、徐々に形成されてきた。そして1953年1月31日には、それを憲法的に確認した（憲法の正式名称は『ユーゴスラビアの社会の政治組織の基礎および連邦機関に関するユーゴスラビア連邦人民共和国の憲法的法律』）。憲法第4条は、「生産手段の社会的所有、経済における生産者の自主管理、およびオブシティナ Opština、都市 Grad、地区 Srez における勤労人民の自主管理は、ユーゴスラビアの社会・政治制度の基礎である」と宣言した。

以上のような労働者自主管理に関する理念の確立と制度化の過程において、ソ連・東欧諸国に新しい潮流をもたらしたスターリンの死去とつづく1956年のソ連共産党第20回大会でのスターリン批判があった。1952年の共産党第6回大会で党名を変更した『ユーゴスラビア共産主義者同盟』⁽³⁾は、1958年4月には第7回大会を開き、そこで新しい同盟『綱領』を採択し、過去約10年の経験を踏まえて、あらためて労働者自主管理社会主義の理論的基礎づけをし、同時に自主管理制度の中での「社会的所有」の位置を明確にした。つぎの引用文はその典型的な個所である。

「共産主義者は、労働者評議会の健全な発展に特別な注意を払う。労働者評議会は社会的自治の民主主義的な経済的および政治的機関であり、直接的生産者は、この機関を通じて——統一的な社会経済計画の枠内で、また統一的経済制度に表現された共同社会の全般的利益に応じて——、自主的に企業を経営し、生産力の発展に決定的に参加しなければならない。……労働者評議会は、生産手段の所有者の代表でもないし、生産手段の集団的な所有者でもない。労働者評議会は、共同社会の利益のために生産手段を運用しているのであって、その活動を刺激しているのは、それ自身の物質的および精神的＝政治的な志望である。まさにこの理由で、労働者評議会は、官僚主義や利己的個人主義にたいする闘争のためのもっとも適当な社会経済的道具である。労働者の企業経営は、生産手段の所有の社会的性格の表現であり、その確認

であり、経済の経営に勤労人民が直接に合体し参加する基本的な形態である。こういう基礎の上では、社会的生産は、もっとも直接的な仕方⁽⁴⁾で人民の現実の必要に結びつけられ……る。生産者は、社会階級型の所有関係によって生産手段と分離されてきたあとで、ふたたび生産手段と結合され、いまや社会のうちで積極的な立場を占めている。」

(2) 「自主管理型社会的所有」とは

ユーゴ社会主義の特徴は、社会的所有にもとづく労働者による自主管理にある。したがって従来の国家的所有を基礎として成り立つソ連型社会主義を否定する。1958年の共産主義者同盟綱領⁽⁵⁾は、ユーゴのめざす社会主義について詳細な説明をしている。まず「社会主義とは、生産手段の社会化にもとづいて、社会的生産が——労働が解放される過程がつづいているあいだは、分配が『各人にはその仕事にに応じて』という原則によってなされているあいだは——直接的生産者によって経営され、労働者階級——それ自身、階級として変化しつつある——の指導のもとに、階級対立や人間による人間の搾取のあらゆる要素がすべての社会関係のうちからしだいに取りのぞかれていく、そういう社会制度」(〔綱〕, 118頁)であり、「生産手段の社会化」とは、「社会的発展の第一局面の特徴である間接的な社会的所有、すなわち国家的所有から、より直接的な、より眞実の社会的所有へと発展」(傍点——引用者)(〔綱〕, 118頁)することをいい、それがユーゴでは、「急速な、革命的な転形によって成しとげられた」(〔綱〕, 119頁)と述べている。そして社会的所有について、「社会的所有とは、私的所有権および国家資本主義的所有権を廢止することである。以前には、こういう所有権にもとづいて、……物が人間を支配していた。社会的所有は、社会的生産関係および分配関係を物の支配から解放する。」「社会的所有は、生産者が社会的生産物の利用や分配をみずから決定できるようにし、同時に、社会的に組織された生産の中で彼が生産した社会的生産物の一部分を直接的に取得できるようにするので、剰余価値が生産者から切り離されることはなくなる」(〔綱〕, 119頁)と

規定した。

1963年の『ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法』は、綱領に規定された社会的所有の思想をより明確に定式化した。つづいて1974年の「新憲法」も、これを継承し、発展させた。74年憲法は、「社会的所有、これはあらゆる形態の人の搾取制度の復活を排斥し、生産手段やその他の労働条件から労働階級と勤労人民を引き離している状態を終了することにより、生産および労働の成果の分配を自主管理し、自主管理の基礎のうえで社会発展の方向付けを保障する」（基本原則Ⅱ——同趣旨63年憲法基本原則Ⅱ）。社会的所有のもとでは、「何人も社会的生産手段に対する所有権をもたないから、社会政治共同体、連合労働組織、市民団体、個人のいずれも、いかなる所有権的基礎によって、社会的労働の成果を取得し、社会的生産手段と労働を管理し、処分し、そして分配条件を任意に決定することはできない」（基本原則Ⅲ——同趣旨63年憲法基本原則Ⅲ）。ユーゴの「社会主義的社会・経済組織の基礎は、社会的所有の生産手段による自由な連合労働、および連合労働基礎組織その他の組織において勤労人民が行う生産および社会的生産物の分配と全体として社会的再生産の労働者による自主管理である」（第10条——63年憲法第6条）。そのような社会では、「人の経済的または社会的地位は、平等の権利と責任にもとづく労働と労働の成果のみによって決定する」（第11条——63年憲法第7条）。また、社会的所有の対象は、「生産手段、連合労働の他の諸手段、連合労働によって生み出された生産物、¹⁾連合労働によって実現された所得、共通かつ一般的な社会的必要を充足する諸資源、天然資源そして共同利用財産」であり、「何人も（その）社会的資源の所有権を獲得することはできない」（第12条——63年憲法第8条）と規定している。

綱領と憲法に表明された以上の公式見解は、つぎの4点に整理することができる。

1. 直接的な社会的所有は社会主義的所有の高次の形態であること。
2. ユーゴの社会的所有は「自主管理型社会的所有」であり、労働者の「自主管理」は「社会的所有」にもとづき、またそれによって保障されること。

3. 社会的所有は、主体的名義人を排除していること、換言すれば、何人といえども社会的所有の名義人たる権利を有しないこと。
4. しかし、自主管理にもとづく社会的所有の論理的帰結として、直接生産者は生産手段を管理・利用する権利（管理権・利用権）と、その資格において、一定の範囲で、剰余価値の再分配に参加する権利（分配権）を有すること。

それではユーゴにおいては、いかなる論拠から、この「自主管理型社会的所有」が、社会主義的所有の高次の形態であり、またそれが、最も望ましい形態であると考えているかを、前述の3と4にもふれつつ、ユーゴの理論家エドヴァルト・カルデリの見解を中心にすえて、それをユーゴの憲法学者 J. ジョルジェビッチ教授、および W. プルス教授達の見解で補足しつつ紹介をする。なお彼等の見解の引用は多くかつ長くなるが、それは正確をきすためである。

カルデリは1976年の著書『現代社会主義実践における社会的所有の矛盾』⁽⁶⁾の冒頭で、彼が「所有」問題にアプローチする場合の基本的態度、すなわち彼の「所有」概念の把握の仕方を、つぎのようにいう。それは「社会的所有を物にたいする人の静的関係として解釈」するのではなく、「人と人との関係、すなわち生産関係および社会経済関係、さらには社会的歴史的過程として解釈」することである（〔K〕、21頁）と。そしてカルデリは、このような基本的立場から、所有一般の発展とユーゴにおける社会的所有形態確立のプロセスおよび社会的所有と「自主管理」の関係についてつぎのように説明する。

私的所有から社会的所有への移行は、「労働と勤労者自身を解放するという、労働者階級の歴史的願望の実現にすべきあの革命的飛躍」をもたらす意義をもった（〔K〕、19頁）。しかし「この目標の実現にみちびくべき手段と道を決める段になると、理論においても実践においても不一致が現われてきた。」それは「たんに進歩的意識とか保守的な意識とかの反映であるのではなく、なによりも、社会主義社会の発展における客観的矛盾と社会的歴史的條件一般の反映であり、またこれら客観的矛盾への社会的意識の反映である」（〔K〕、19—20

頁)。ユーゴの革命初期には、「国家的・集团的または協同組合的所有といった古典的な経済的・法的所有範疇で表現された社会的所有の諸形態は、歴史的発展において革命的役割」を果たした（〔K〕, 20頁）。「たしかに、社会的所有の初期的国有形態は、わが国の社会主義的変革において革命的な役割を果たすことが可能であったし、また実際に果たしたのではあるが、すでにそのころ、社会的資本や労働のその他の客観的条件の直接管理から労働者と彼の労働が分離していることにみられるような基本的矛盾の芽を内包していた」のである（〔K〕, 27頁）。ユーゴは、この矛盾からの脱却なしには、「新しい社会主義的な経済的・社会的関係の自由な発展」〔テ下ー〕はないと確信して、国の内外の困難な状況にもかかわらず、新しい革命をきわめてラディカルな方法で押し進めたのである。

社会的所有の歴史的意義は、「社会的資本からの労働の疎外の克服にある。したがってそれは、労働と社会的資本の統合へとみちびかねばならない。…このような統合は、労働の客観的条件にたいする労働者の直接的統制によってのみ、いいかえれば、生きた労働と、生産手段および社会的資本一般のなかに対象化されている過去労働の社会経済的統一においてのみ可能なのである」（〔K〕, 57頁）。この真の社会的所有を確立するには、国家的所有を克服することであるが、それには、一方では、国の物質的生産力の発展が必要であり、他方では、生産手段の社会化の妨げになっている政治的条件を克服することである。とくに後者については国権主義モデルの経験から教訓を引き出した。それは、国権主義モデルに必要不可欠な国家が、党と共に労働者に対する支配の道具となり、さらに国家のなかで党が大きな役割を占め党自体の官僚主義化の危険性を生み、それが経済発展——所有の社会化——を阻害する要因となった。したがって、「党と国家装置または经济管理装置との癒着の流れを断ち切る」ことであった（〔K〕, 32頁）。なぜならば、国家機関だけを手段として全経済・社会生活を運営することは、必ず権力の集中を招き、さらに国家と党機関とをますます固く癒着させ、独自化させ、それが官僚主義の欠陥の根源となるからである（〔綱〕, 37—38頁参照）。それを阻止するには、「連合労働と社会的資本の管

理における権利と責任のラディカルな非中央集権化」であり、それがユーゴにおいては「生産点における自主管理の比較的すみやかな発展の道を開いた」(〔K〕, 39, 86頁参照)のである。すなわち、社会的所有は、これまでの国家主義的、テクノクラート＝官僚主義的形態と異なって、一貫した自主管理的形態をとるのである。「自主管理は、社会的所有の発展に独自の法則と独自の形態」(〔K〕, 34頁)を⁽⁷⁾与えるのである。「自主管理は、労働する人間が、彼の活動のあらゆるレベル、あらゆる分野で自己の労働と創造の手段・条件・果実を直接的に管理し、決定する可能性をもつような生産関係の形態」⁽⁸⁾であり、自主管理と社会主義的・自主管理的民主主義の目的と意義は、人間の社会・経済生活において、つねにくりかえし発生してくる矛盾を、「できるだけ民主的に解決するという点にある」⁽⁹⁾(傍点——引用者)。またそれを歴史的にみれば、『自由な生産者の連合体』^{アソシエーション}へとみちびく社会的過程が、相対的に少ない危機、障害、歪曲をともなって実現していくような、そうした社会主義的生産関係の民主的形態⁽¹⁰⁾である(傍点——引用者)。したがって、「自主管理は、階級社会から無階級社会への移行という長期的な社会的歴史的過程が、相対的に最も自由に——しかもマルクスが言うように、労働者階級の『名において』支配する勢力ではなく、労働者階級自身の意思と活動によって——進行することを可能にするような、社会関係の民主的体系」⁽¹¹⁾(傍点——引用者)と理解されている。この自主管理としての生産者の自治は、経済運営の分野における国家装置の構造や国家行政の機能の縮小をもたらした。それは経済面だけではなく、その他の社会組織の領域においても、同様にかつての「指導的」・「能動的・行政的」機能をもたなくなった⁽¹²⁾。このようにユーゴにおける社会生活のすべての分野における民主主義と社会的自治の発展の理論は、社会主義国家をして、特殊な型の国家、死滅しつつある国家にむかわしめるのである(『国家早期死滅論』)⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾(〔綱〕, 109—110頁参照)。

カルデリの以上のような見解から、ユーゴのいう「社会的所有」は、自主管理の理念と制度にとって不可欠な要素、自主管理を行うための基礎的条件を用

(15)
 意するものであることが明確になった。それでは、この社会的所有はソ連の
 いう国家的所有とくらべてどの点が違っているのだろうか——どのような点が高
 次の形態なのか——をみとみる必要があるだろう。そこでまず「社会的所有」
 とはいかなる内容をもった所有かを明らかにしてみる。カルデリはそれをつぎ
 のように定義する。

「それは、労働する人々の共同の所有であり、またまさにそれによって、あ
 の基本的な労働の権利と結びついているすべての労働者の疎外されない権利
 とともに、労働者に社会的資源を用いて労働する権利を保障する限りにおい
 て、ひとりひとりの労働者による所有である。またそれらの権利は他の労働
 者と平等な条件のもとで、労働に応じて資源を個人的および共同的消費にむ
 ける権利を含んでいる。そのようにして社会的所有は社会的資源を利用する
 労働の権利の中に表現されるし、また同時に、あの基本的な労働者の社会経
 済的権利と結びついている他のあらゆる権利と責任とともに、その同じ権利
 をもつ他の労働者と完全な平等の関係においてその権利を実現するおのおの
 の労働者の責任にも表現されている。それによって社会的所有はじっさい
 ——その言葉の積極的な意味において——誰のものでもなくあらゆる人のも
 のである。すなわち、共同的であるとともに個人的である」(16) (傍点——引用者)。
 カルデリのこの定義付けから受ける印象は、前に引用した公式の概念規定と
 同様に、「不明確である」という一言に尽きる。それはわれわれが一般に、「所
 有」とは、抽象的に「人の物に対する支配」、すなわち、だれが（所有主体）、
 いかなる物を（所有客体）、いかなる意味と内容で支配しているか、と理解し、
 とくに所有の主体に関心を示すからである。それに対して、「誰のものでもあ
 り、誰のものでもない」所有、あるいは「直接の社会所有」、さらに「共同的
 (集団的) であるとともに個人的 (個別的) でもある」所有という如く主体の
 明確でない所有論であるからである。

これについてジョルジェビッチ教授は、「何が私的および国家的所有と社会的
 的所有の間の相違を構成するか、それは所有者を改めることではなく、所有の

真の本質（概念）に疑問をさしはさむことである。⁽¹⁷⁾「社会主義自主管理下の社会的所有は、所有と政治権力の伝統的な概念を撤去する」⁽¹⁸⁾ことであるといい、ギオルゲヴィチはそれをより具体的に、「生産手段の社会的所有は、それ自体の性格からして、もはや所有権が存在しないという限りにおいて、所有権のいっさいの主体の存在を排除するものである。社会はいまや『所有』の名義人であるという事実そのものが、もはや個人としても集団としても、所有の法的な主体が存在しないことを示すものである」⁽¹⁹⁾と述べている。これは所有の名義人の排除という所有の古典的な概念を否定する見解である。この根拠は、前にも述べたが従来所有（権）の概念が、所有を人（所有主体）と物（所有客体）との関係としてとらえ、その人（主体）の位置に資本家とか、国家をおく考え⁽²⁰⁾方であったのに対して、所有を、人と人との関係として解釈し、そして労働者と労働者との自主管理的生産関係の内実を強調するのである。カルデリはそれを「……取得が存在する限り所有は存在する。問題はただ、その取得がいかなる様式で、いかなる生産関係においておこなわれるかということである」と主張している（〔K〕、24頁）。ジョルジュピッチ教授とギオルゲヴィチが、ユーゴの所有理論は、「所有の本質に疑問をさしはさむこと」、「所有の伝統的な概念を撤去すること」というのは、要するに自主管理は、「まず社会制度としての所有⁽²¹⁾そのものの破壊から出発する」ということである。

ジョルジュピッチ教授は、社会的所有が、私的所有ならびに国家的所有と異なっている点を指摘しながら、社会的所有の本質についておよそつぎのように説明している。

「私的所有には、所有（権）者が必要であり、国家的所有には、ビューロクラシーかテクノクラシーが必要である。これに対して社会的所有には、自主管理者の登場のための条件を用意しなければならない。それは所有（権）者の血統を終らせること、人による人の支配を終らせるためである。私的所有と国家的所有は、物や人民、主として勤労人民への所有者による支配を不動なものにするだけでなく、生産の組織や決定過程の中にヒエラルキーな関係

をもちこむ。このことは、結局は現実の生産者たる労働者の従属的地位を『固定化・永続化させる』ことを意味する。したがってこれらの所有は、支配と搾取の関係を具体的に体现する。これに対して、社会的所有は、所有者の存在を不可能にする。それは人を搾取したり、支配したりするのに用いる所有権を意味しないし、また社会的所有となった生産手段を破壊したり、濫用する権利を意味しない。社会的所有においては、もはやローマ法の『濫用(abusus)』という概念は存在することはできない。⁽²²⁾

では、このような性質をもった社会的所有を有効に管理し、所有の眞の社会化をはかるにはどのような原理と組織が必要となるであろうか。ジョルジュピッチ教授は、それには地方分権化された社会主義的社会組織と政治的・法的(イデオロギ-的) 上部構造における自主管理的基礎を必要とすると主張し、⁽²³⁾ ロジェ・ガローディは、ユーゴにおいては、「工場は国家的所有でない以上に、労働者の集団の所有でもなく、労働者の集団は社会全体の名において、その利益になるように、これを管理している」と述べ、⁽²⁴⁾ オスカー・ランゲは、「生産手段を社会全体のために使用すること、生産手段の管理に生産者およびその他の労働者を有効かつ民主的に参加させること」であるといひ、⁽²⁵⁾ 最後に、ルドルフ・バーロは、生産手段の社会化には、「全社会の生産組織においては政治的な民主主義がかなり基本的な要因である。経済過程の目標設定、計画の質的内容が、本当の社会的利害関係を解決するなかで決定されるのか、それとも官僚制内部の限られた力関係、情報構造によって決定されるのかは、この要因によって左右されるのである。」ユーゴでは、「ともかくこういう考えが、たとえ意図だけでもせよ、いわゆるデリゲーション・システムの形でユーゴスラヴィアの最新の憲法（1974年憲法——引用者）に採り入れられているのである」⁽²⁶⁾ といふ。

これらの主張や指摘は、自主管理が経済的民主主義の主要な要素をなすものであると同時に、政治的民主主義の基本的条件でなければならないということである（〔B〕, cf., p. 84）。また自主管理とデリゲーション・システムとの結合は、

生産手段の眞の社会化の評価、窮極的には、政治体制の民主化にかかわっていることである。

「何人も……社会的生産手段に対する所有権をもたない」（ユーゴ憲法第12条）とは、何人といえども社会的所有の権利を認めないということである。しかしこのことは、社会的所有下の生産手段を、自主管理的に組織された労働者による労働を通じての利用（使用）権（the right of use）までを否認するものではない。この権利は憲法上保障されている（憲法第13条—第33条）。利用権という内容の財産権は、むしろ所有権から派生したのではなく、それはオリジナルな使用権をいう。具体的には、連合労働基礎組織に結合した労働者集団に属する生産手段の占有・使用・処分権、企業等の経営活動の計画策定権、企業等の収益の処分権（労働の成果の獲得権・配分権）を含む権利である。この財産権は、ユーゴの社会主義自主管理の社会経済的、政治的、そして法的システムから派生したものであるから、当然に普遍性のない、したがって限定された内容をもった権利である。なぜならば、ユーゴでは所有の唯一普遍的な権利はありえないからである。その意味において、自主管理型社会的所有は所有の「古典的概念からはずれている」⁽²⁷⁾ ⁽²⁸⁾ ⁽²⁹⁾ ということができる。ここで重要なことは社会的所有にもとづく自主管理企業の特徴の一つは、その経済的意思決定を「最大限可能な範囲まで分権化する」〔B〕, p. 73) ことであるが、そのうちとくに重要なのは、企業の収益、すなわち労働の成果を、一部は労働者の所得に、他の一部は投資（さらに投資の配分先）に振り分ける決定権を各企業がもつことである。生産手段の社会化とは、結局は「生産手段と生産物にたいする処分権が、直接生産者にゆだねられている」〔B〕, p. 73) ことである。したがって「自主管理」⁽³⁰⁾ とは、「決定権を直接に關係する個人および集団に対して与えること」であり、「自主管理的社会化は、これまで所有に付属してきた諸権利（使用・収益・処分の各権利、具体的には管理権、分配権、活動の変更や停止の決定などの方針決定権——引用者）を異なった集団（企業や県、国家、さまざまの集団などのレベル）に分配するのであって、一つの集団にすべてをゆだねるのではない。この

意味で、社会化とは真の非所有化を意味することになる。⁽³¹⁾

（3）「自主管理型社会的所有」への批判および疑問点

ユーゴに対する修正主義批判は、1968年のチェコ事件の頃まで、主にソ連によって続いた。批判の内容は、「直接的社会的所有」は結局は企業従業員集団のグループ所有であって、そのような集団の所有は社会主義的でなく、またその集団の所有は、「管理」であって、所有そのものではない。ユーゴ理論の前提は、国家的所有は官僚支配をもたらすというが、それは必然性があるわけではない。また国家の早期死滅論は非現実的である、というのである。しかしこの批判は、主に自国の国家的所有の正統性を擁護する形で展開されたがために、「国家的所有のあり方の問題、ひいては（社会主義）国家のあり方の問題」⁽³²⁾について「掘りさげて究明されていない」ために、批判そのものが短絡的に終り、それ故説得力のないものであった。

藤田教授は、今日「全人民的所有」「人民所有」「全社会的人民所有」とよばれる社会主義社会の所有形態は、「この社会に国家が存続するかぎり、つまり、人間が『社会的な力』を『政治的な力』として己れから分離せざるをえないかぎり、そのかぎりにおいて全人民的所有は国家的所有という形態をとらざるをえない。」⁽³³⁾したがってユーゴのいう国家的所有よりもより高次の所有形態の生産手段の「社会的所有」は、「いわゆる『国家主義的後見』から自由な個別生産単位の勤労者自主管理に具体的に表現されるものだといっているのであるが」、いまだ小商品生産ウクライドが存在し、階級矛盾が存在して国家が必要なユーゴ社会の条件のもとで、「『非国家化』された『社会的所有』とは、全社会的規模での社会的所有ではありえず、個別的グループの『社会的』所有でしかありえない」（傍点——引用者）。またそれが市場的競争の中にある限り、ミハイロ・マルコヴィチのいう如く「ある種の資本主義協同組合への自主管理の変質」⁽³⁴⁾も考えられる⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾」と主張する。

ユーゴは1948年以来、社会主義本来の理念を再発見するために、社会主義を

再検証し、その結果、労働者自主管理社会主義の実現を計った。しかしそれには、決して有利な客観的・主観的条件があったわけではない。また、国家的所有形態が完全に発展したなかで、新しい形態への転換が開始されたわけでもない。したがって自主管理型社会的所有の中で国家的所有の諸要素は完全に抜ききっていないのが現状である。R. バーロは、これを「反官僚制の道を追求するユーゴスラヴィアも自主管理と国家管理エタイズムの対立を克服し切っていない」と指摘している。⁽³⁷⁾ またこのユーゴの自主管理体制が、ユーゴ一国の経験であること、さらにこの社会的所有の高次の段階の所有形態によって実現された具体的な内容は何かの間には、制度以外は必ずしも具体性をもって明確に解答をしえないこともある。現にユーゴにある国家官僚にかわる強力なテクノクラートの出現⁽³⁸⁾、生産その他における非効率性、インフレと失業問題等の否定的現象には有効な手立がないのが現実である。これに対して、カルデリは自主管理型社会的所有の社会経済関係の発展のなかで生じた問題や否定的現象に対する疑問は、「かなりの程度、『自主管理者はなんでもひとりで解決できる』という幻想の結果である」(〔K〕、67頁) というが、ユーゴにおけるこれらの否定的現象＝矛盾の原因が、制度にあるのか、あるいは運営面にあるのかについては様々な指摘がある。だがユーゴの労働者自主管理の特徴は、その出発点において、当時あった伝統的社會主義のもつ限界を克服するという、現実との対立のなかで生まれたことから、自己の体制内にある現存する矛盾を素直に承認し、自己反省するとともに、その解決のために大胆に対処していく体制内の民主主義が、他の社会主義国とくらべてより多く存在する点に、新しさと魅力がある。度々の憲法の改正や制度の改革はそのあらわれである。

〔注〕

- (1) 憲法第15条は「人民の生活利益の擁護、人民の福祉の向上そしてすべての経済的可能性と経済的力の正しい利用のために、国家は、国有経済セクターと協同組合的経済セクターに依拠しつつ、また、私的経済セクターに一般的統制を行ないつつ、全般的経済計画を通して、経済生活と経済発展に方向を与える」と規定して、集権制計画経済をユーゴの社会経済制度の骨格にすることを示した。

- (2) V. ヴィンテルハルテル, 田中一生訳『チトー伝』(徳間書店, 1972), 242頁参照。
- (3) 1950年代の党改革はつぎのような理念から発していた。すなわち, 党は, 国家機関との癒着をさけ, 党と国家の官僚主義化傾向を克服しなければならない。そのためには, 党が国家を直接統治する立場に立ってはいけぬ。党はイデオロギーにもとづく政治活動の組織として, 人民大衆のために常に政治・経済の行政諸機関に批判的立場を保持しなければならないという。
- (4) 村田陽一訳『ユーゴスラヴィアの共産主義』(大月書店, 1958), 157—158頁。
- (5) 以下において, 同盟綱領に依拠して, ユーゴのモデルの分析を行うが, それは綱領が権威のある文書であるからではなく, 当時のソ連を真正面から批判して, 新しいユーゴ体制を明確に定式化して, その理論的正当性を主張した文書であるからである。なお綱領からの引用は, 村田陽一訳, 前掲書により, その引用, 参照個所の表示は, 本文中においてつぎのように表記する。→(〔綱〕, ○○頁) または (〔綱〕, ○○頁参照)
- (6) E. カルデリ, 山崎洋・山崎那美子訳『自主管理社会主義と非同盟——ユーゴスラヴィアの挑戦——』(大月書店, 1978) 所収。
- (7) I. ギオルゲヴィチ, 西川一郎訳「生産者自主管理とユーゴスラヴィアの政治組織」(現代人の思想18・佐藤昇編『社会主義の新展開』(平凡社, 1968)), 380頁参照。
- (8) E. カルデリ, 前掲書(「日本語版への序文」), 4頁。
- (9) E. カルデリ, 同上書(「日本語版への序文」), 4頁。
- (10) E. カルデリ, 同上書(「日本語版への序文」), 4頁。
- (11) E. カルデリ, 同上書(「日本語版への序文」), 4頁。
- (12) I. ギオルゲヴィチ, 前掲論文, 378頁参照。
- (13) 『チトー伝』の著者, V. ヴィンテルハルテルは, ユーゴが, コミンフォルム追放後スターリンとの対決をめぐる論争の中で出て来た解答は「ユーゴスラヴィアの共産党にとって, 国家とその機能の死滅は未来の問題などではなく, 現在の原則的かつ現実的な問題」であったと述べている(V. ヴィンテルハルテル, 前掲書, 242頁参照)。
- (14) カルデリは彼の別の著書で以上のことを総括してつぎのように述べている。
「社会的所有の生産手段にもとづくその自主管理的連合労働は, 労働者および勤労者を自由な生産者の連合体にますます結合していく。いいかえれば, 社会主義的生産関係の国有的形態の特徴である国家および国家機関の役割の強化に代わって, 連合労働その他の自主管理的利益の共同体や民主主義的代議員制度の内部における勤労者の自主管理上の役割が強まっていく過程が, ますます広範に展開し

ていくのである。国家も、制度も、政党も、人間的幸福をもたらすことはできない。人間の幸福は人間だけが作り出すことができるのである。しかし、ひとりきりではなくて、他の人々との平等な関係のなかでのみ可能である」(E. カルデリ, 山崎洋訳『自主管理と民主主義』〔大月書店, 1981〕, 21—22頁)。

- (15) Cf., Jovan Đorđević, *Social Ownership and Self-management*, «*Yugoslav Law*», 1981, № 1, p. 3.
- (16) 香川敏幸「ユーゴスラヴィア 自主管理型社会主義の理念」(岩田昌征編『経済体制論 第Ⅳ巻 現代社会主義』〔東洋経済新報社, 1979〕), 225頁。
- (17) J. Đorđević, *op. cit.*, p. 4.
- (18) *Ibid.*, p. 8.
- (19) I. ギオルゲヴィチ, 前掲論文, 373頁。
- (20) 1804年のフランスのナポレオン法典は、「制度権」としての所有についてのローマの権利を, 市民社会における人と物との関係として確立して, その所有の主体に使用, 収益, 処分の権利を認めたのである。
- (21) ビエール・ロザンバロン, 新田俊三・田中光雄訳『自主管理の時代』(新地書房, 1982), 130頁。
- (22) Cf., J. Đorđević, *op. cit.*, p. 4.
- (23) Cf., *ibid.*, p. 5.
- (24) ロジェ・ガローディ, 内山敏訳『21世紀の社会主義』(読売新聞社, 1970), 173頁。
- (25) オスカー・ランゲ, 都留重人他訳『経済発展と社会の進歩』(岩波書店, 1970), 18—19頁。
- (26) R. バーロ, 永井清彦・村山高康訳『社会主義の新たな展望Ⅱ——普遍的解放のための戦略——』(岩波書店, 1980), 145—146頁。
- (27) Cf., Dmtar Pop-Georgiev, *Three Basic Characteristics of the Right to Property in the Socialist Selfmanagement Yugoslavia*, «*Yugoslav Law*», 1981, № 2, p. 42.
- (28) J. Đorđević, *op. cit.*, p. 7.
- (29) このことは, 結局は, 「所有を無くしてしまい, 一つの物に対するさまざまな補完的諸権利が異なった諸集団によって行使され」(ビエール・ロザンバロン, 前掲書, 132頁) ることである。なお, ここでは個人的所有については除外しているが, ユーゴ憲法は第78条以下で, それを保障している。
- (30) ビエール・ロザンバロン, 前掲書, 123頁。
- (31) ビエール・ロザンバロン, 同上書, 132頁。

- 32 岡稔『社会主義経済の新展開』（新評論、1975）、50—54頁参照。
- 33 藤田勇『社会主義における国家と民主主義』（大月書店、1975）、197頁。
- 34 ミハイロ・マルコヴィチ、岩田・岩淵訳『実践の弁証法』（合同出版、1970）、150頁。
- 35 藤田勇、前掲書、198—199頁参照。
- 36 なお、藤田教授は、社会的自治（自主管理）と社会主義国家の関係について、つぎのように述べている。

「社会的自治（自主管理）の発展が社会主義にとって固有のものであること」、
「社会主義国家は、その性格上本来的に社会的自治の属性をもっているので」、
「この国家と社会的自治との対置は、後者の『分権制との混同』ないしは『局部的自主管理』との等置を意味するほかない。」プロレタリア独裁は、所与の国家の社会的矛盾の解決を使命とするが、社会的自治の発展もまさに同じであるので、「生産手段を小規模生産者グループの社会的所有に委ね、これらの企業に『国家から』の自由と『市場での』自由をあたえることは、みぎの諸矛盾の解決になるのではなく、社会的自治の発展の方向そのものに逆行するものとみざるをえないのである」（前掲書、199頁）。

- 37 R. バーロ、永井清彦・村山高康訳『社会主義の新たな展望Ⅰ——現実中存在する社会主義の批判——』（岩波書店、1980）、248頁。
- 38 カルデリはユーゴにおけるテクノクラートについて、ユーゴにおける自主管理者の「完全な自主と自由」をめざすたかいは、「労働者の権利」の名においてたかかわれたが、実際に勝利したのは、多くの場合、「テクノクラート」であった。彼等が「自主管理内部の社会的資本にたいする管理権力を代表して現われ、国有の体制下における国家官僚と「同じ役柄」を演じている（〔K〕、67頁参照）、という。

V 結びにかえて

ユーゴにおける1971年憲法改正と1974年の新憲法の制定は、自主管理型社会的所有の制度的保障をより徹底化することによって、ユーゴが抱えている諸矛盾を取り除くことであった。その変革の内容はあらゆるレベルでの自主管理の深化と、権力と決定のより徹底した分権化である。そのために、第1に、自主管理の基礎単位を企業から連合労働基礎組織に移し、それに多くの権利と社会的再生産に関して決定する権限を与えたことであり（74年憲法第14条第2項参照）、

第2は、デリゲーション・システム (Delegation System)⁽²⁾ の導入であった。

政治決定 (議会制度) の分野への独特な『代議員制度 Delegate System』の導入は、今までの間接民主主義的な議会制度から、直接民主主義のメカニズムに基礎をおく議会制度への変革を意味する。M. ドルーロヴィチは、この制度導入の理由をつぎのように説明する。

「ユーゴスラヴィアの自主管理は、自主管理を企業から連邦まで、地域共同体から連邦議会まで、全体的規模で実現するにはどうしたらよいかという問題に、かなり長く取り組んできた。社会の下部で決定を下し、直接的に参加するだけでは不十分だった。重要な決定が社会の基礎から疎外され、テクノクラシー、官僚機構、銀行、巨大経済組織の強い影響下におかれるリスクがあった。実際には、それがリスク以上のものであることが示された。」「74年憲法によって従来の選挙制度が改革され、わが国の自主管理にも付随していた古典的な代表制度の欠点を避けるために、代議員制度が導入された。代議員団が一種独特の議会になる。全国9万の代議員団に100万人をこえる代議員が選出された」⁽³⁾ (憲法第132条—第152条参照)。

むろん、これだけでユーゴが抱える矛盾は克服されないし、したがってユーゴがめざす理念が実現されたわけではない。E. マンデルやブルス⁽⁴⁾ ([B], cf., pp. 94, 208) が「ユーゴの政治体制は、体制の型としては、ソビエトの体制と同一のカテゴリーに属する」と批判するが、その根拠は、ユーゴにおける体制反対派を容認しない一党制⁽⁵⁾、党内諸潮流の禁止、思想・言論・結社の自由への統制・弾圧 (民族独立運動への弾圧、ジラスの追放と投獄、『プラクシス』誌の発行停止処分等々) ということがあることである。これらは、単に経済改革——经济管理の分権化＝生産の場での自主管理——だけでは問題の真の解決にはならないことを意味している。現存の社会主義国に見られるように、各国が経済改革を押し進めれば進めるほど、自己の経済組織がもつ諸々の矛盾やそれに対する利害が表面に排出され、その解決には必然的に社会全体の民主主義的革新、すなわち、「社会全体としての民主主義的な意思決定のシステムをつくりあげ」「部分的な利

害を社会全体の利害に統合する必要性」が高まってくるのである。だから「これは基本的には、国家のありかたの問題」となってくるのである。⁽⁶⁾

ブルスは「生産手段の社会化」のためには、経済改革や政治機構のつきなみの修正では不十分である。政府が実際に社会に依拠しているような体制、すなわち、政府の政策に異議をとない、修正案を出し、時には拒否権さえ行使しうることが法的に許される機構を創り出すことである。そのためには留保が付かない言論の自由、結社の自由の保障、人的にも政策的にも選択肢のある定期的選挙の保障、さらに政府とは独立の組織的反対派を許すことであるという（〔B〕, cf., p. 208）。

これに対してユーゴの理論家は、ユーゴの政治制度の目標課題を定式化して、ユーゴには、「自主管理的複数主義、自主管理的利益の複数主義、代議員制度に統合された自主管理組織の利益の複数主義という概念⁽⁷⁾」や「多元主義の概念⁽⁸⁾」があり、それは自主管理社会主義の政治システムとその民主主義的性格の理論や社会的所有の基礎たる社会経済的關係とその非官僚主義的民主主義的關係を取り扱い、解釈するための中心概念であるといい、また、社会主義的自主管理の法システムには、(1) the rule of law (2) the process of law (3) どのような委任（授權）にも責任が伴う、⁽⁹⁾ という原理があるといつて反論する。しかしこれらの概念や原理が、プロレタリア独裁（憲法基本原則Ⅳ）や一党制とどのようにかかわっているのか、またユーゴにおけるプロ独裁と一党制がソ連型社会主義におけるそれとどのように違った機能を果しているのかが必ずしも明確ではない。同様に法システムの原理のとくに(1)と(2)のユーゴにおける理解が、その原理を生んだ「近代立憲主義」の要素として理解する我々の考え方と同じかどうか甚だ疑問のあるところである。

なぜこのような疑問が生まれてくるかという点、例えば前述の「複数主義」という言葉についてカルデリは、ユーゴの「複数主義」の概念は、一般にいう「政党の複数主義」（「複数政党制の自由」）とか、議会制度による政治的複数主義ではなく、社会管理において労働者階級および全勤労者の真の利益が直接か

つ完全に表現されるような自主管理利益の複数主義をいう、代議員制度はその代表例である⁽¹²⁾と主張しており、同じようにカルデリは自由の問題について、「わが国の体制は……、人身の保護にかかわる個人の自由および権利を保障している。」また「伝統的な政治的自由、たとえば出版の自由、結社の自由、言論の自由、集会の自由なども制度的な支持を享受している⁽¹³⁾」というが、ユーゴで起っているいくつかの事件は、これらの自由の憲法上の保障に疑問を抱かざるをえない。

ユーゴの自主管理型社会主義に対するいくつかの疑問点はあるが、ユーゴが社会主義の発展に果たした役割は否定しえない。イヴァン・マクシモヴィチは、『自主管理型社会的所有』の登場の意義をつぎのように述べている。

「ユーゴスラヴィアの理論と実践が示すごとく、国家的所有は社会主義的発展の原初的形態にすぎない。まさに国家的所有の廃絶と同時に社会的所有の自主管理的形態の登場は、自主管理の発展と民主的社會主義の解放の物質的基礎をつくり出す可能性を示している。⁽¹⁴⁾」

そしてこの制度の下では、つぎのようなことが実証された。

(1) 「経済活動の手段は、いかなる経済主体（個人であれ、組織であれ）にとっても、なんら個人所得の獲得の源泉となりえない」こと。

(2) 「労働者は平等の条件の下に社会的手段を利用する憲法上の権利と義務を有する」こと。

(3) 「労働とその経済的成果に応じた分配という経済原則が、個人所得を獲得できる唯一にして絶対の原則として支配するシステムである⁽¹⁵⁾」こと。

ブルスは、ユーゴ（共産主義者同盟）の歴史的貢献を、つぎのように評価している。

「彼らが国権主義モデルにかわるものとして提起した解答を実際にどう評価するかは別にして、ユーゴ共産主義者同盟が、社会主義体制の発展という問題を闘争を通じて鋭く提起した権力の座にある共産党として最初の党であったという事実は注目すべきである」 ([B], p. 64)。

ユーゴは、体制的にはいまだ未熟で矛盾をもったものであるが、同時にその中に常に発展を内包し、発展させる制度的保障があることである。それはユーゴの自主管理社会主義が、先ず理念があって、それが運動となり、そして制度化したのではなく、現存する社会主義の対立の中から起って来た点である。社会主義を根元にかえて検証し直したが故に、伝統的理論からはみ出し、時には理念のみで実践が伴っていないとか、アナーキとか様々な批判をうけたが、結局は、「自主管理の発達のためにこのような透徹した理性を実践していること」⁽¹⁶⁾が、ユーゴの魅力である。

〔注〕

- (1) 連合労働基礎組織 (basic organization of associated labour) とは、連合労働（協同労働）がおこなわれる最小の基礎組織単位で、労働組織内において技術的なまとまりをもち、経済計算ができる部分。とくに獲得した所得を処分する権利は基礎組織のみがもつ自主管理権である。
- (2) ユーゴでは、間接民主主義制度における「レプリゼンタチヴ Representative」と「デリゲート Delegate」とを区別する。デリゲートは選出母体にのみ責任をもち、行動を拘束されるのである。その意味からデリゲーション・システムこそまさに直接民主主義のメカニズムといいうる（梅本浩志『ベオグラードの夏——ユーゴ自主管理の歴史と現実——』〔社会評論社、1979〕、164—180頁参照）。
- (3) M. ドルーロヴィチ、高屋定国・山崎洋訳『試練に立つ自主管理——ユーゴスラヴィアの経験——』〔岩波書店、1980〕、281—282頁。
- (4) E. マンデル編、榎原彰治訳『労働者管理 評議会 自主管理（上）』〔柘植書房、1973〕、34頁参照。
- (5) ピエール・ロザンバロンは、ユーゴ制度のもつ重大な難点の一つは、「経済的には大きな自由を与えられた自主管理社会の建設を、共産主義者同盟（共産党）だけによって政治を表明される社会の中で試みている点による」と指摘している。しかし同盟の立憲的側面と多民族国家としてのユーゴにおける一定の役割についてつぎのように評価している。すなわち、「政治的な集権化のもとでも経済的分権化された社会は存続しうる。ユーゴスラヴィアがその例である。東ヨーロッパ諸国の中で、単一政党の共産主義者同盟が『立憲的カテゴリー』とされているのはユーゴスラヴィアだけである。ユーゴスラヴィアでは過度的分権化がむしろ単一政党の存在を強めているとさえ言えるのである。実際、ユーゴスラヴィア共産主義者同盟は、きわめて強い連邦主義のもとで、社会を統合する唯一の具体的手段となっているの

である。」(ピエール・ロザンバロン, 新田俊三・田中光雄訳『自主管理の時代』〔新地書房, 1982〕, 53, 179頁)。

- (6) 佐藤経明『現代の社会主義経済』(岩波書店, 1975), 209—210頁参照。
- (7) E. カルデリ, 山崎洋訳『自主管理と民主主義』(大月書店, 1981), 195頁。
- (8) Cf., Jovan Đorđević, Social Ownership and Self-management, «Yugoslav Law», 1981, № 1, pp. 5, 8.
- (9) Cf., *ibid.*, p. 12.
- (10) カルデリは, プロ独裁と民主主義の関連を, ユーゴの場合には矛盾する概念でないことをつぎのように説明している。

「すべての権力はいうまでもなく強制の形態であり, プロレタリアート独裁もまた当然である。」しかし, 我々は, プロ独裁を「わが国社会における政治権力ないし国家権力の社会的歴史的実質」であると, 綱領的文書のなかで, また憲法にも明記し, 強調した。すなわち, 「ユーゴスラヴィアのプロレタリアート独裁, すなわち労働者階級の社会的優位は, 自主管理民主主義の形態において実現される, と憲法に明記」している。したがって「わが国の体制のもとでは強制は制限されている。」それが発動されるのは, 「労働者階級および勤労者に自己の利益の実現をめざしてたたかう可能性をあたえている自由を廃絶しようとする試みにたいする闘争」の場合のみである。よって, 「プロレタリアート独裁と民主主義のあいだに矛盾はない。」(カルデリ, 前掲書, 101—102頁参照)。

- (11) カルデリは, 共産主義者同盟という一党支配のユーゴの現状を否定して, 一党制とユーゴの現政治制度について, つぎのような弁明をする。

「われわれが一党制をしりぞけるのは, ……一党制が社会主義的自主管理の社会経済関係および民主主義的諸関係, 自主管理的利益の複数主義とは相いれない制度だからである。」ところが「ユーゴスラヴィアの政治事情を觀察している外国人や国内の研究者のなかには, ユーゴスラヴィア共産主義者同盟が特殊な社会的役割を果していることもあって, わが国の自主管理民主主義の制度を一党制と解釈する人たちがいる。彼らは, わが国の政治制度と一党制とのあいだに横たわる深い相違に気づかないのか, あるいはありもしない属性をわが国の社会主義的自主管理民主主義に故意に付与しているのか, どちらかである。なぜなら, 社会主義的自主管理民主主義の制度は, 多党制か一党制かの形態にかかわらず, まさに政党による政治的独占の否定として発展しているのだからである。」「たしかに, わが国の国家権力体系の内部には, 一党制の諸要素がまだ残っているが, しかし, それは……革命を擁護し, 自主管理的社会主義の社会が存続し自由な発展をとげるために客観的に必要とされる程度にかぎられている。」(カルデリ, 前掲

書, 78, 80頁)。

- (12) カルデリ, 同上書, 131—138頁参照。
- (13) カルデリ, 同上書, 177—178頁。
- (14) イヴァン・マクシモヴィチ, 香川敏幸訳「ユーゴスラヴィア 自主管理経済システム」(岩田昌征編『経済体制論 第Ⅳ巻 現代社会主義』〔東洋経済新報社, 1979〕), 250頁。
- (15) イヴァン・マクシモヴィチ, 同上論文, 251頁。
- (16) ピエール・ロザンバロン, 前掲書, 81頁。

(追記——本稿執筆中, 筆者が大いに参考にした W. Brus 教授の *Socialist Ownership and Political Systems*, 1975 が, 最近, 大津定美氏の訳によって『社会化と政治体制』〔新評論〕として出版されたことを記しておく。)